

# 緑の基本計画とは

# 1. 緑の基本計画の概要

## (1) 緑の基本計画とは

### 緑の基本計画とは

緑の目標や配置方針、都市緑化や都市公園整備等の方針を位置づけたマスタープラン

### 緑の基本計画

#### <都市公園の整備・管理>

- 緑の少ない市街地等に新たな緑を創出

#### <緑の保全>

- 都市に残る貴重な自然的環境を行為制限により保全

#### <緑化の推進>

- 公共公益施設や民有地の緑化推進

都市公園整備、緑地保全、緑化推進の総合的計画的な推進

## (2) 緑の基本計画の位置づけ

### 第5次和泉市総合計画

- 都市公園条例で定める市民一人当たりの公園面積 10㎡の目標実現に向けた公園整備の推進
- 公園の防災機能充実
- 市民との協働による自然環境保全と緑化推進 等

即す

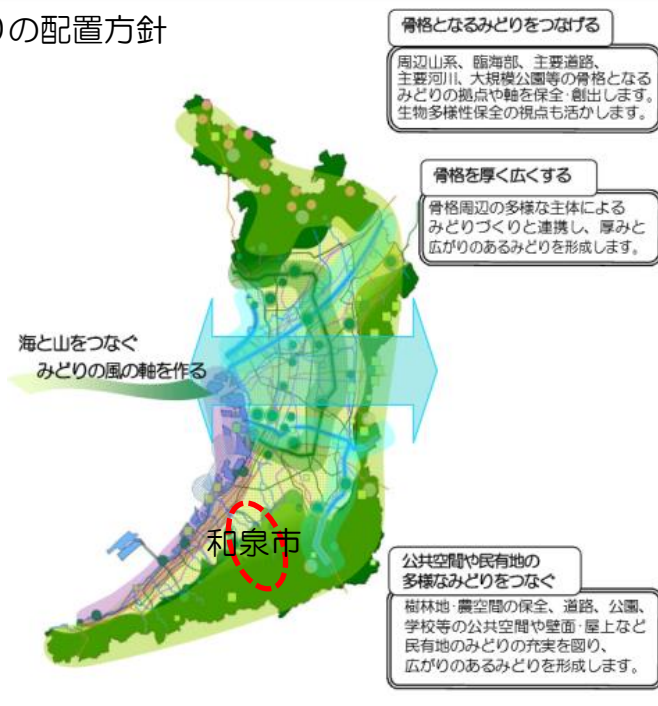
### 第2次和泉市都市計画マスタープラン (和泉市立地適正化計画)

- 緑とうるおいのある公園・緑地の整備
- 南部の山間部や信太山丘陵市有地の緑の保全・活用
- 農地の保全・活用
- 都市施設などの緑化推進
- 河川の水辺環境の保全・活用と水質保全
- 環境負荷を低減する生活環境づくり
- 緑と調和した歴史文化遺産の保全・活用
- 地域資源による観光ネットワーク形成
- 地域学習、環境学習の推進 等

適合

### みどりの大阪推進計画

○みどりの配置方針



関連計画

第2次和泉市環境基本計画  
和泉市地域防災計画 等

整合

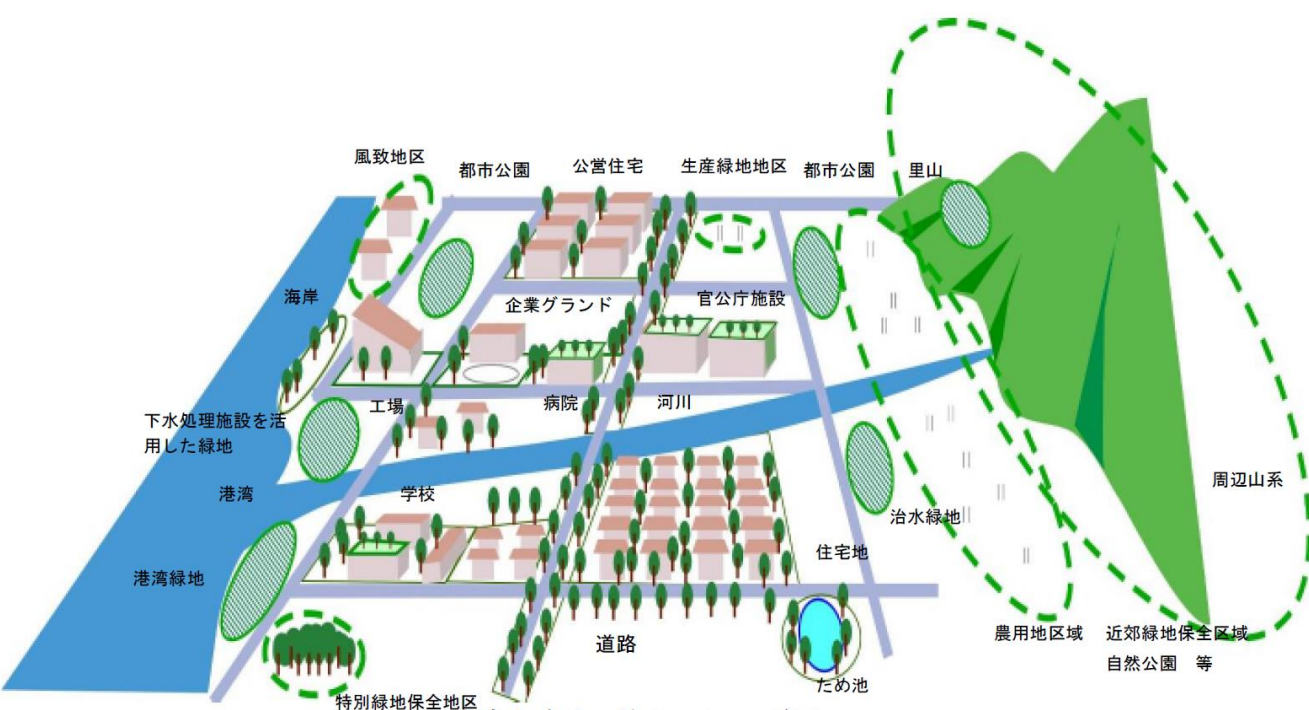
指針

## 和泉市緑の基本計画

### (3) 対象とする「みどり」

#### 対象とする「みどり」とは

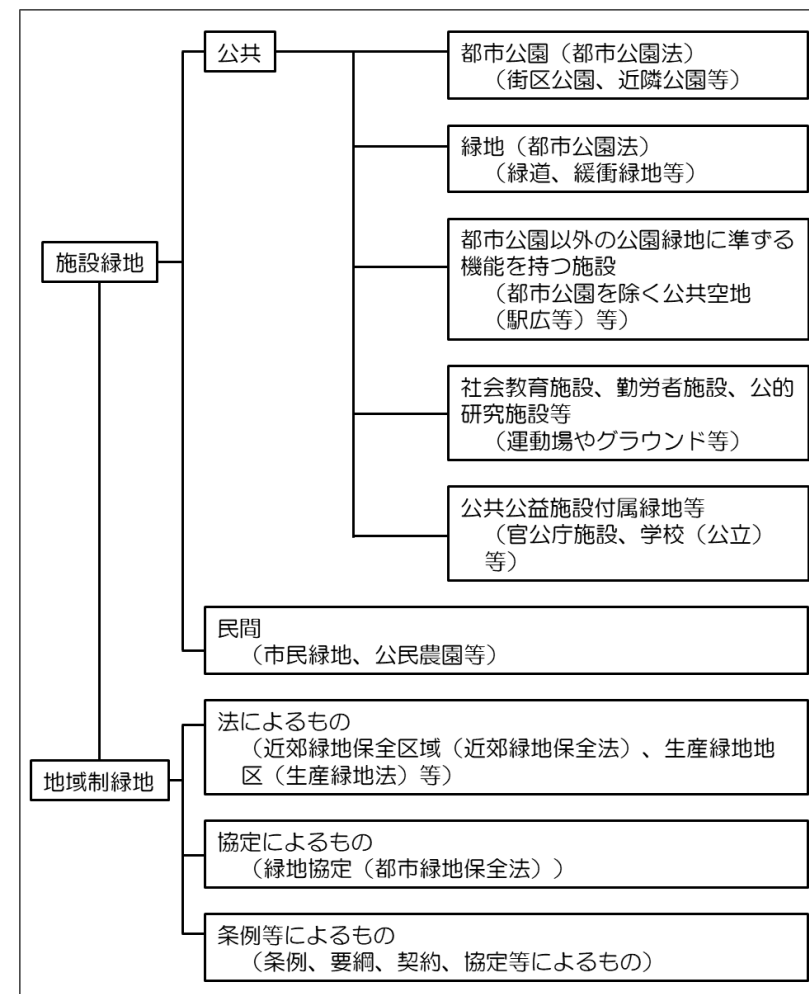
「みどり」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、**単独で若しくは一体**となって、又はこれらに隣接している土地がこれらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。  
（都市緑地法第3条第1項を参考）



■対象とするみどりのイメージ  
出典：「みどりの大阪推進計画(平成21年12月)」

#### 緑地

みどりの中で、**担保性**がある（将来にわたって緑が残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、これらを「施設緑地」と「地域性緑地」に分類します。



#### ■緑地

出典：「和泉市緑の基本計画(平成11年3月)より作成

#### 緑被地

みどりの中で**樹林**や**樹木**で覆われたエリア、**草地**（樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など。グラウンド等を含む）で覆われたエリア、**農地**、**水面**を緑被地とする。

## (4) 計画に記載する事項

### 計画に記載する事項

- ◆ 緑地の保全及び緑化の目標
- ◆ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ◆ 都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ◆ 特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ◆ 生産緑地地区内の緑地の保全
- ◆ 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（※保全配慮地区）における緑地の保全
- ◆ 緑化地域における緑化の推進
- ◆ 緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（※緑化重点地区）における緑化の推進

（都市緑地法第4条）

#### ※保全配慮地区

都市における緑地の保全に重点的に配慮を加えるため、緑地保全施策を定める地区。

#### ※緑化重点地区

比較的緑が少なく、重点的に緑化の推進に配慮を加えるため、緑化推進施策を定める地区。